

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 外国投資家の出資比率変更のために必要な政府認可

外国投資家は、サウジアラビア（以下「サウジ」という）における有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）または株式会社（Joint Stock Company ; JSC）等の現地法人に対する自らの出資比率を変更する場合、（a）サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）に対して既存の外国投資ライセンスの変更を申請し、その認可を取得した上、（b）商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）に対して定款の変更と商業登記の変更を申請し、同省の認可を取得する必要がある。

当該政府認可を取得するための一般的な手続は、以下のとおりである。ただし、業種その他の具体的な状況により、必要となる手続に違いが生じ得ることには留意が必要である。

2. SAGIA に対する外国投資ライセンス変更の認可の申請と取得

SAGIA に対して外国投資ライセンスの変更の認可を申請するためには、一般に以下の書類を提出する必要がある。

- (1) SAGIA 所定の様式による申請書
新規に外国投資ライセンスを取得する場合と同様、申請書の様式は SAGIA ウェブサイトからダウンロードでき、申請書類の変更（Amendment）の項目にチェックする。
- (2) 現地法人の決議証明書（出資比率の変更、出資比率の変更方法および当該決議に基づく定款の変更に関する決議がなされたことに関する証明書）
- (3) 直近の監査済み財務諸表の写し
- (4) 直近のザカート・所得税局（Department of Zakat and Income Tax ; DZIT）発行による租税決済証明書
- (5) 委任状（現地法人の代表者または第三者に対する委任状）
- (6) 商業登記の写し

- (7) 持分または株式の譲渡契約書の原本
- (8) 既存の外国投資ライセンスの原本
- (9) サウジ工業開発基金（Saudi Industrial Development Fund ; SIDF、以下「工業開発基金」という）からの借入れがある場合、同基金が発行する異議がない旨のレター（「No Objection Letter」）（工業開発基金に関する詳細は、ジェトロのウェブサイト [『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）』](#) 参照）

上記（1）の申請書は、英語で作成することもできるが、その場合、申請者は、申請書のうちの英語で記載した項目についてアラビア語でも記入する必要がある。

上記（2）から（9）までの添付書類は、アラビア語で作成する必要があり、原本がそれ以外の言語で作成されている場合、当該原本と共にサウジにおける認定翻訳業者が作成した正訳証明付きのアラビア語の訳文を添付する必要がある。

3. 商工業省に対する定款変更と商業登記変更の認可の申請、取得

変更の認可の申請と取得手続は、新規に認可申請、取得をする場合の手続と同一である（定款と商業登記に関する詳細は、ジェトロのウェブサイト [『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）』](#) 参照）。なお、SAGIA ビジネスセンター内に商工業省のデスクが設置されている場合には、上記 2 の SAGIA に対する外国投資ライセンス変更の認可を申請する際、同時に、商工業省に対する定款変更と商業登記変更の認可についても申請することができる。

4. 手続に要する期間

実務上、SAGIA による外国投資ライセンス変更の認可の申請時から取得するまでに約 2 週間、商工業省による商業登記変更の認可を取得するまでに約 2 週間を要するケースが多いが、それ以上の期間を要する場合もある。

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI（商工業省）

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

外国投資ライセンスの申請書の様式

http://www.sagia.gov.sa/en/Investor-tools/download_center/

Saudi Industrial Development Fund ; SIDF (サウジ工業開発基金)

<http://www.sidf.gov.sa/english/index.htm>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。